

岐阜県公報

第二千四百八十七号
平成二十五年十月十一日

(金曜日)

目次

告 示

平成二十四年度決算に基づき算定した健全化判断比率	(財 政 課)	六七五
平成二十四年度決算に基づき算定した資金不足比率	(同)	六七五
公的個人認証サービス岐阜県認証局等が発行する自己証明書のフィンガープリント	(情報企画課)	六七六
土壌汚染対策法に基づき変更の届出をしなければならない区域の指定	(環境管理課)	六七六
道路の区域変更	(道路維持課)	六七七
道路の供用開始	(同)	六七七
公 示		
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(環境生活政策課)	六七七
大規模小売店舗の新設の届出に関する件	(商業流通課)	六七八
建設業法に基づく建設業者の許可の取消し	(建設政策課)	六七九
公共測量の実施	(用地課)	六八〇
平成二十五年度における地籍調査に関する事業計画の変更	(都市政策課)	六八〇
国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証	(同)	六八一
各務原都市計画の変更案の縦覧	(同)	六八三
指定自立支援医療機関の指定	(身体障害者更生相談所)	六八四
土地改良区の定款の変更認可	(西濃農林事務所)	六八五
土地改良区役員の退任及び就任	(可茂農林事務所)	六八五

告 示

岐阜県告示第四百七十二号

平成二十四年度決算に基づき算定した健全化判断比率は、次のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第三条第一項の規定により公表する。

平成二十五年十月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

(単位：%)

県債赤字比率	連結県債赤字比率	県債公債費比率	将来負担比率
(3.75)	(8.75)	18.4 (25.0)	209.8 (400.0)

(注) 1 () 内には、それぞれの比率に係る早期健全化基準を記載した。

2 県債赤字額及び連結県債赤字額がないため、それぞれ「」を記載した。

岐阜県告示第四百七十三号

平成二十四年度決算に基づき算定した資金不足比率は、次のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第二十二條第一項の規定により公表する。

平成二十五年十月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

会計の名称	資金不足比率	(単位：%)
岐阜県水道事業会計	(20.0)	
岐阜県工業用水道事業会計	(20.0)	
岐阜県流域下水道特別会計	(20.0)	

- (注) 1 () 内には、経費健全化基準を記載した。
 2 資金不足額がないため、それぞれ「」を記載した。

岐阜県告示第四百七十四号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）に基づき認証業務を行うに当たり、公的個人認証サービス岐阜県認証局が発行する自己署名証明書（以下「岐阜県知事の自己署名証明書」とし、以下「自己署名証明書」とし）及び公的個人認証サービス認証局が発行する自己署名証明書（以下「自己署名証明書」とし、以下「自己署名証明書」とし）のフィンガープリントを次のとおり公表する。

なお、公的個人認証サービス岐阜県認証局等が発行する自己署名証明書のフィンガープリントに関する告示（平成二十年岐阜県告示第六百三十三号）は、廃止する。
 平成二十五年十月十一日
 岐阜県知事 古田 謙

1 岐阜県知事の自己署名証明書のフィンガープリント
 次表左欄に掲げる日が有効期間の開始日である岐阜県知事の自己署名証明書に関し、同表右欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表右欄に掲げるとおりである。

自己署名証明書の有効期間の開始日	ハッシュ関数	フィンガープリント
------------------	--------	-----------

平成20年9月20日	SHA 1	DA87B828EAD85B8EC27086A91C25878070CFE392
平成25年7月31日	SHA 1	CBA8C8234A03EA04A7982211EEC08501BB943B29

2 フリッジ認証局の自己署名証明書のフィンガープリント
 次表左欄に掲げる日が有効期間の開始日であるフリッジ認証局の自己署名証明書に関し、同表右欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表右欄に掲げるとおりである。

自己署名証明書の有効期間の開始日	ハッシュ関数	フィンガープリント
平成20年9月20日	SHA 1	37D4D360410375BB5F53235EC5FF3D432A61CA70
平成25年7月31日	SHA 1	A429536664452F3452B4EEDAAAF3C4248C963C02D

注 SHA 1により算出したフィンガープリントは、それぞれ40桁の16進数であり、「0」～「9」及び「A」～「F」の文字の組合せで示される。ただし、フィンガープリントを表示するソフトウェアの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。

岐阜県告示第四百七十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定により、特定有害物質のうち「汚染物質」及び「土壌汚染物質」のうち「汚染物質」の自己署名証明書（以下「自己署名証明書」とし、以下「自己署名証明書」とし）を公表する。

平成二十五年十月十一日

岐阜県知事 古田 謙

- 一 岐阜県告示第四百七十五号
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年国土交通省令第226号）第三十一條第一項に規定する「汚染物質」の自己署名証明書

定する基準に適合していない特定有害物質の名称
鉛及びその化合物

岐阜県告示第四百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年十月十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	本山東線	揖斐郡揖斐川町谷汲徳積字天神洞一五二八番三地从先	同郡同町同番一地从先	後	二・〇〇 二五・五	三・六〇	

岐阜県告示第四百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年十月十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
------	-----	---	---	--------	-------------	----------	----

道の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	大嶽岐野南線	揖斐郡大野町大字下礪字宮前二九二番一地从先	同郡同町大字同字二〇四番一地从先	後	七・〇〇 二五・〇	一三・〇	

岐阜県告示第四百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年十月十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	大嶽岐野南線	揖斐郡大野町大字下礪字宮前二二三番四地从先	同郡同町大字同字二二三番一地从先	後	八・二	二五・〇	平成 二五・〇

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第一項

の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年十月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十五年九月三十日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人もちもちの会

三代 表 者 の 氏 名 野中 由起子

四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市下林町二一五番地

五 定款に記載された目的 この法人は、心臓病の子ども及びその家族に対する支援活動に関する事業を行い、ハンディを持つ子ども達の

健やかな成長に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年十月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十五年九月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人NPOなんでもサポートセンター

三代 表 者 の 氏 名 中島 幸雄

四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児市若葉台九丁目一六二番地

五 定款に記載された目的 この法人は、特定非営利活動を行う団体に対して、その法人化や運営又は活動に関する助言又は援助などの事業を行い、その団体の活発な活動を促進し、もって社会

全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年十月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十五年九月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人楽しく百歳まで生きる会

三代 表 者 の 氏 名 中島 幸雄

四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児市若葉台九丁目一六二番地

五 定款に記載された目的 この法人は、次の目的をもって事業を行うものとする。

地域社会の住民に対して、心身共に健康で楽しく生きるために、心身の健康増進に関する研修、講演会等の事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十五年十月十一日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年十月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十五年十月一日

二 届出者の氏名又は名称
株式会社シテイ不動産

三 建物の名称及び所在地
湯の華市場

可児市土田字大脇四七三三 四 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十六年六月二日

五 店舗面積

一、三三三平方メートル

六 駐車場の収容台数

一八三台

七 荷さばき施設の面積

一三八平方メートル

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十五年十月十一日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局揖斐事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年十月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十五年十月二日

二 届出者の氏名又は名称

ゲンキー株式会社

三 建物の名称及び所在地

ゲンキー揖斐南方店

揖斐郡揖斐川町上南方字松原一八四番 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十六年五月二十九日

五 店舗面積

一、三六四平方メートル

六 駐車場の収容台数

八五台

七 荷さばき施設の面積

五〇平方メートル

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年十月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工業業
平成二十五年五月二十四日	山口特殊建設	山口信義	揖斐郡揖斐川町坂内坂本一五一	般二十一三〇〇九二	土木、とび・土工石及びほ装工業業
平成二十五年六月七日	ラッキー管工	西川豊	揖斐郡池田町小牛三三三番地の二	般二十一五五五一	管工工業業
平成二十五年六月二十八日	郡上トヨ住器株式会社	代表取締役 日置 豪	郡上市大和町剣三八四番地の一	般二十四五〇二〇三	ガラス及び建具工業業
平成二十五年七月十一日	スアミ工業	須網松義	揖斐郡揖斐川町三輪九九一番地	般二十四三〇〇一六八	石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ及び水道施設工業業

平成二十五年八月十二日	三郷建設株式会社 代表取締役 鶴飼 良幸	恵那市三郷町 佐々良木一〇七	般二十三 一六三一	土木、建築、とび・土工、ほ装及び造園工事業
平成二十五年八月九日	三幸綜業 松井すみ子	岐阜市祈年町 八丁目四番地 五	般二十一 〇二九九	とび・土工工事業
平成二十五年八月七日	ヤマカ住設サービ ス 片田 愿	中津川市加子母 四三三〇番地	般二十三 七〇〇三	管工事業
平成二十五年八月六日	株式会社 青木組 代表取締役 青木 良明	高山市久々野 町無数河一 一八番地	特二十二 二五〇	建築及び造園工事業
平成二十五年八月二日	株式会社 飛騨工務店 代表取締役 都竹 雅之	下呂市萩原町 羽根四〇四番地	般二十四 四〇二七	管及び造園工事業
平成二十五年八月一日	有限会社 安藤建設 代表取締役 安藤 宗一	揖斐郡揖斐川 町房島三六四 一	般二十二 一五四一八	管工事業
平成二十五年七月三十一日	有限会社 飛騨プロパティマ ネジメン ト 代表取締役 井上 正	高山市下岡本 町二九八二 一〇	般二十八 五〇二〇三	土木工事業
平成二十五年七月二十九日	石原鉄工株式会社 代表取締役 石原 政夫	関市大杉八七 一の一	般二十三 一〇九七二	建築、鋼構造物及び鉄筋工事業
平成二十五年七月二十九日	古川工業株式会社 代表取締役 古川 智春	本巢市上真桑 五七三 八	般二十一 一〇二二七	土木、とび・土工、ほ装及び水道施設工事業
平成二十五年七月二十三日	有限会社 中部クリン産業 代表取締役 小森 義英	揖斐郡大野町 大字中之元字 西町一〇二三 一	般二十一 三〇〇二二	土木及びほ装工事業

平成二十五年八月二十二日	斐太石油株式会社 代表取締役 加藤 孝平	高山市花里町 四丁目九四番地 四	般二十三 四二六	管及び水道施設工事業
平成二十五年八月二十二日	日新設備工業株式会社 代表取締役 市成 洋子	岐阜市北一色 九丁目六番六号	般二十三 五五三三	水道施設工事業
平成二十五年八月二十三日	有限会社 野村水道 代表取締役 野村 正廣	郡上市白鳥町 大島一八〇六番地の一二五	般二十四 五〇〇四四	管及び水道施設工事業

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により神戸町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十月十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関 神戸町
- 二 作業種類 公共測量（数値地形図修正）
- 三 作業期間 平成二十五年九月二十七日から 同 二十六年三月二十一日まで
- 四 作業地域 安八郡神戸町

平成二十五年における地籍調査に関する事業計画の変更

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第二項の規定により、平成二十五年における地籍調査に関する事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第

五項の規定により公示する。

平成二十五年十月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

調査を行う者の名称		調査地		調査期間	
変更前		変更後		変更前	
多治見市		多治見市明和町の一部		平成二五・一〇・三から 同二六・三・三一まで	平成二五・一〇・三から 同二六・三・三一まで
変更後		多治見市陶元町、山下町及び星ヶ台		平成二五・六・二一から 同二六・三・三一まで	平成二五・六・二一から 同二六・三・三一まで
変更前		多治見市陶元町、山下町及び星ヶ台		平成二五・六・二一から 同二六・三・三一まで	平成二五・六・二一から 同二六・三・三一まで
恵那市		恵那市串原の一部		平成二五・四・二六から 同二六・三・三一まで	平成二五・四・二六から 同二六・三・三一まで
変更前		恵那市大井町、笠置町河合、武並町藤、飯地町、長島町久須美、三郷町野井、東野、山岡町田代、明智町大田及び矢作町の一部		平成二五・六・二一から 同二六・三・三一まで	平成二五・六・二一から 同二六・三・三一まで
変更後		恵那市大井町、笠置町河合、武並町藤、飯地町、長島町久須美、三郷町野井、東野、山岡町田代、明智町大田及び矢作町の一部		平成二五・六・二一から 同二六・三・三一まで	平成二五・六・二一から 同二六・三・三一まで
恵那市		恵那市三郷町佐々良木の一部		平成二五・一〇・三から 同二六・三・三一まで	平成二五・一〇・三から 同二六・三・三一まで

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土

調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年十月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称
大垣市
 - 二 調査を行った地域
岐阜県大垣市上石津町牧田門前の一部（門前）
 - 三 調査を行った期間
平成二十一年度から平成二十四年度
 - 四 地図及び簿冊の名称
岐阜県大垣市（上石津町牧田門前の一部）の地籍図
岐阜県大垣市（上石津町牧田門前の一部）の地籍簿
 - 五 認証年月日
平成二十五年十月十一日
- 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証
- 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。
- 平成二十五年十月十一日
- 岐阜県知事 古 田 肇
- 一 調査を行った者の名称
高山市
 - 二 調査を行った地域
岐阜県高山市上宝町蔵柱の一部（蔵柱上）
 - 三 調査を行った期間
平成二十年度から平成二十二年度
 - 四 地図及び簿冊の名称

岐阜県高山市（上宝町蔵柱の一部）の地籍図
 岐阜県高山市（上宝町蔵柱の一部）の地籍簿
 五 認証年月日
 平成二十五年十月十一日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。
 平成二十五年十月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

岐阜県中津川市下野の一部（見佐島）

三 調査を行った期間

平成十七年度から平成二十四年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県中津川市（下野の一部）の地籍図

岐阜県中津川市（下野の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十五年十月十一日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年十月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

土岐市

二 調査を行った地域

岐阜県土岐市駄知町の一部（駄知第5）

三 調査を行った期間

平成二十一年度から平成二十四年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県土岐市（駄知町の一部）の地籍図

岐阜県土岐市（駄知町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十五年十月十一日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年十月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

土岐市

二 調査を行った地域

岐阜県土岐市駄知町の一部（駄知第6）

三 調査を行った期間

平成二十年度から平成二十三年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県土岐市（駄知町の一部）の地籍図

岐阜県土岐市（駄知町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十五年十月十一日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年十月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

土岐市

二 調査を行った地域

岐阜県土岐市下石町の一部（下石第5）

三 調査を行った期間

平成二十年度から平成二十三年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県土岐市（下石町の一部）の地籍図

岐阜県土岐市（下石町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十五年十月十一日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年十月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

飛騨市

二 調査を行った地域

岐阜県飛騨市神岡町吉田の一部（吉田）（一）

三 調査を行った期間

平成二十年度から平成二十四年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県飛騨市（神岡町吉田の一部）の地籍図

岐阜県飛騨市（神岡町吉田の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十五年十月十一日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年十月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

飛騨市

二 調査を行った地域

岐阜県飛騨市古川町黒内の一部（黒内）（一）

三 調査を行った期間

平成二十一年度から平成二十四年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県飛騨市（古川町黒内の一部）の地籍図

岐阜県飛騨市（古川町黒内の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十五年十月十一日

各務原都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十五年十月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

各務原都市計画道路

三・三・一号 一般国道二十一号線

三・六・十一号 犬山笠松線

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十五年十月十一日から

同 年十月二十五日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存在する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十五年十月十一日

岐阜県知事 古田 肇

育成医療・更生医療に係るもの
(病院又は診療所)

名称	所在地	自立支援医療の種類	年月日
科 市立恵那病院	高山市冬頭町七五五 恵那市大井町二七二五	育成・更生	平成二五・〇・一

(薬局)

名称	所在地	自立支援医療の種類	年月日
うめま調剤薬局	各務原市鷺沼三ツ池町三四二六三	育成・更生	平成二五・〇・一
柏友堂薬局	郡上市白鳥町白鳥二〇一	同	同
うさぎ薬局	恵那市長島町中野二八二	同	同
こころ調剤薬局	揖斐郡揖斐川町三輪二五二九二	同	同
ドリーム調剤薬局恵那店	恵那市長島町中野一	同	同
ファミリー薬局にんじん通り店	各務原市鷺沼各務原町四三二五八	同	同
ミス水調剤薬局	瑞穂市古橋一〇七三二	同	同
スギ薬局萩原店	下呂市萩原町萩原一五〇〇二	同	同
さくら調剤薬局	加茂郡川辺町下川辺四七五一	同	同
ひまわり調剤薬局	美濃加茂市加茂野町市橋字北里一〇六九二	同	同
ジェーシーエス調剤薬局幸店	多治見市幸町八五八三	同	同
アピタ大垣薬局	大垣市林町六八〇二二	同	同
ほたる薬局	恵那市明智町一〇九一	同	同
トイカイ薬局中津川市民病院前店	中津川市駒場字西山一六六六一一五二	同	同

トイカイ薬局中津川本町店	中津川市本町四二二〇	同	同
うらら調剤薬局恵那店	恵那市大井町三八一一二	同	同
マルミ薬局各務原店	各務原市蘇原東栄町二一〇〇	同	同
穂並調剤薬局	瑞浪市穂並二二二〇	同	同
クオール薬局加茂店	美濃加茂市古井町下古井六〇八	同	同
クオール薬局美濃店	美濃加茂市古井町下古井二五五八一三	同	同
アイン薬局美濃店	美濃市中央四三一六	同	同

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十月十一日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
高須輪中土地改良区	平成二五・一〇・一

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十五年十月十一日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
八百津町	平成二五・一〇・五	理事	赤塚新吾	八百津町八百津三二二五番地一
八百津町	平成二五・一〇・五	理事	石井重武	八百津町和知二〇八一番地一
八百津町	平成二五・一〇・五	理事	青山昭治	八百津町野上一二二二番地一
八百津町	平成二五・一〇・五	理事	尾関一夫	同 六九八番地四
八百津町	平成二五・一〇・五	理事	大脇重敏	八百津町和知三三七五番地
八百津町	平成二五・一〇・五	理事	西山公尚	同 九九九番地
八百津町	平成二五・一〇・五	理事	野村和夫	同 一三三一番地一三
八百津町	平成二五・一〇・五	理事	大杉五男	八百津町上牧野 六九二番地
八百津町	平成二五・一〇・五	理事	篠田幸壽	八百津町上飯田 一一三三番地一
八百津町	平成二五・一〇・五	理事	額 纈 悟	八百津町和知 一九七五番地一
八百津町	平成二五・一〇・五	理事	後藤幹治	八百津町野上 一三五二番地三
八百津町	平成二五・一〇・五	理事	高木廣則	八百津町上飯田 一六六八番地

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
八百津町	平成二五・一〇・六	理事	赤塚新吾	八百津町八百津三二二五番地一
八百津町	平成二五・一〇・六	理事	大脇重敏	八百津町和知三三七五番地
八百津町	平成二五・一〇・六	理事	尾関一夫	八百津町野上 六九八番地四
八百津町	平成二五・一〇・六	理事	後藤幹治	同 一三五二番地三
八百津町	平成二五・一〇・六	理事	長谷川豊治	八百津町和知 一二三三番地二
八百津町	平成二五・一〇・六	理事	高見輝夫	同 一一五四番地一
八百津町	平成二五・一〇・六	理事	後藤敏浩	同 一一一番地
八百津町	平成二五・一〇・六	理事	大杉五男	八百津町上牧野 六九二番地
八百津町	平成二五・一〇・六	理事	秋松克典	八百津町上飯田 二三三番地

平成二十五年十月十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社

同	同	監事
海	伊	土
老	藤	屋
	成	
茂	治	実
		同
八百津町和知	八百津町野上	
		六三番地一
二三九六番地	一三〇三番地	